

平成27年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第1号）

平成27年9月4日（金）
午前10時 開 議

【再 開】

- ・町民憲章朗唱
- ・農業委員会会長紹介

【 会議録署名議員の指名 】 |
日程第1 会議録署名議員の指名

【 諸般の報告 】 |
日程第2 諸般の報告

- ・例月現金出納検査報告書の配布
- ・教育委員会事務事業点検・評価報告書の配布
- ・陳情書・要望書の配布
 - (1) 陳情第24号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択をを求める陳情
 - (2) 要望第12号 葛巻町森林組合からの要望書
- ・出張報告

【 町長所信表明演述 】 2
日程第3 町長所信表明演述

【 報告第7号・報告第8号上程、報告 】 4
日程第4 報告第7号 平成26年度葛巻町の健全化判断比率について
日程第5 報告第8号 平成26年度葛巻町の資金不足比率について

【 議案第40号～議案第44号・同意第2号～同意第3号上程、説明 】 6
日程第6 議案第40号 平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第41号 平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第42号 平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第43号 個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第44号 手数料条例の一部を改正する条例

日程第11 同意第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第12 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

【 認定第2号～認定第6号上程、説明 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

日程第13 認定第2号 平成26年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第3号 平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第4号 平成26年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第5号 平成26年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第6号 平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【 決算審査結果報告 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

監査委員決算審査結果報告

平成27年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第1号）

議事日程告示年月日	平成27年8月27日（木）					
再開年月日	平成27年9月4日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成27年9月4日（金） 開議10時00分 散会12時00分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	山崎 邦 廣	○	6	小谷地 喜代治	○
	2	大平 守	○	7	山岸 はる美	○
	3	柴田 勇雄	○	8	辰柳 敬一	○
	4	鈴木 満	○	9	高宮 一明	○
	5	姉帯 春治	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	2 番	大平 守	7 番	山岸 はる美		
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子	議会事務局総務係長	遠藤 政明		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	深澤口 和則
	副 町 長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	中村 輝実
	教育委員長	千葉 洋一	建設水道課長	冬村 一彦
	農業委員会長	深澤 進	教育委員会事務局教育次長	楢木 幸夫
	代表監査委員	馬 渕 文雄	病院事務局長	岩泉 宇昭
	教 育 長	中田 直雅	農業委員会事務局長	村上 明彦
	総務企画課長	丹内 勉	総務企画課室長	波紫 徳彰
	政策秘書課長	山下 弘司	総務企画課財政係長	近藤 桂太
	住民会計課長	村中 英治		

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、平成27年葛巻町議会を再開します。
本日の会議に先立ちまして、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (澤口節子さん)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。
葛巻町民憲章
第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。
第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。
第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。
これから、平成27年葛巻町議会9月定例会議を開きます。
ただいまの出席議員は、10名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
なお、本定例会議の会議日程は、本日から9月11日までの8日間とします。
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。
ここで、今般の農業委員の改選にあたり、新たに農業委員会の会長に深澤進氏が就任となりましたので、ここで、ご紹介申し上げます。

農業委員会会長 (深澤進君)

このたび、農業委員会会長を仰せつかりました深澤進です。よろしく願います。

議長 (中崎和久君)

これから、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、大平守君及び7番、山岸はる美さんを指名します。
次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、教育委員会事務事業点検・評価報告書が教育委員長から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、陳情第24号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情及び要望第12号、葛巻町森林組合からの要望書の2件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

8月18日、岩手地区議会議長会議長・事務局長会議出席のため、盛岡市に出張しました。

8月20日から21日まで、中央研修会出席のため、東京都に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成27年葛巻町議会7月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長所信表明演述を行います。

町長。

町長（鈴木重男君）

平成27年葛巻町議会9月定例会議が開催されるにあたり、町長再任のあいさつと今後の町政運営について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

葛巻町が60周年をむかえ、この記念すべき年に、多くの町民の皆様からの温かいご支援を賜り、3期目の町政を担わせていただくこととなり、初心にかえり、常に謙虚な姿勢で、全力で取り組ませていただく所存であります。

平成23年の東日本大震災以降、社会情勢が混迷した状況にある中、国は人口減少対策、東京一極集中の是正、地域経済の活性化を図るため地方創生を掲げたところであり、私が3期目の目標といたしました、ひと・地域・資源を活かし、一步前進のまちづくりに対しまして、皆様から寄せられた信頼と期待に応える責任の重大さを痛感いたしているところであります。

また、これまでの2期8年の取り組みにおいて、様々な分野でネットワークが強まるとともに、山村のモデルとなるまちづくりに向け、今後の方向性が少しずつではありますが、芽が出始め、可能性や手応えを感じており、時代を先取りし、さらに、そのスピードを加速させ、次の世代へつなぐために、今後の4年間も諸課題の解決に全力で手を抜くことなく取り組んでまいります。

この2期8年間、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力により、各分野で掲げた公約のほとんどを達成し、成果として出せたことに対しまして感謝を申し上げる次第であります。

3期目をむかえ、これまでの安全・安心のまちづくりは、町民のみなさんが日々の生

活で感じている様々な不安を一つひとつ解消していくことが本当の意味での豊かさや幸せにつながっていくのではないかと考えており、これらの不安をひとつでも多く解消し、町民のみなさんが安心して暮らせるまちづくりを構築することを最優先に取り組んでまいりました。

一方で、町の人口は、昭和36年の約16,000人をピークに減少し続けており、25年後の平成52年には、現在の約半数の3,300人まで減少するとの試算も出ており、これまで以上に人口減少問題の解決に向けた取り組みが重要と考えております。

人口減少問題を克服し、町に住むだれもが安心して、夢と誇りを持った生活を、この先も続けることができる葛巻町にしていくため、私は、山村の持つ資源と機能を活用した取り組みに全力を尽くす決意であります。

しかしながら、人口減少問題の克服には、町民一人ひとりが取り組みを理解し、将来に向けた夢を持って、町、地域、個人が協力し合い、新たな取り組みへ挑戦していくことが最も重要なことであると思っておりますので、皆様のお力添えをお願いいたします。

以下、3期目にあたり、ひと・地域・資源を活かし、最重要課題である人口減少問題を克服しながら、一步前進のまちづくりを進めるための今後の主な施策について申し上げます。

まず、安心して暮らせる環境の確立であります。

一人でも多くの皆様から、この町に住んで良かった、住み続けたい、住んでみたいと思っただけのためには、安全で安心して暮らせる生活環境は欠かせないものと思っております。

特に、安心を支える生活基盤や安心できる医療・介護・福祉の体制の充実は、高齢化社会が進む現代において、重要度が増してきております。

だれもが、安心して暮らすことができるよう、葛巻病院、養護老人ホームの早期完成に努めてまいるほか、江川簡易水道統合整備、町道茶屋場田子線の整備促進、若者世代向けの住環境の整備や高齢者にやさしい生活環境の構築などの施策を進めてまいります。

次に、次代を担う人材の育成と確保であります。

まちづくりは、人づくりであり、我が町の未来を託す子どもたちが健やかに育つことができる環境の構築が、若い世代の移住・定住を促し、また、まちづくりに熱意を持った人たちの行動が町を活性化するものであります。

このことから、子育て支援と教育、人づくりの環境をさらに充実させるとともに、移住・定住の推進と情報発信を強化することで、町の人口増加につなげていきたいと考えております。

その主な施策としましては、江川小学校校舎改築など、子どもを産み育てやすい環境の充実、保育園から高校までを対象とした連携教育の推進、移住・定住、山村留学制度の推進、さらにグリーン・ツーリズム、スポーツ・ツーリズムなど町へ足を運んでもらうための施策の推進であります。

最後に、地域産業の新たな展望と発展であります。

基幹産業の酪農と林業においては、年々厳しさが増す中、足腰の強い経営体の確立や担い手の育成、さらには、1次産品の高付加価値化を図るため6次産業化の推進など内発型の産業振興の取り組みが求められています。

また、産業全般では、職種の多様化による雇用ニーズのアンマッチ、後継者・担い手不足など、解消しなければならない課題が山積しております。

特に、人口流出に歯止めをかけ、移住・定住者を増やすためには、雇用の場の確保は重要課題のひとつであります。

これらの課題を解決するためには、地域資源の高付加価値化と雇用創出、さらには、新たな地域産業の創出に向けた起業支援、さらには、新葛巻型酪農構想の着実な推進をはじめ、農・商・工連携による産業振興、包括的なくずまきブランドの確立、資源循環型の林業振興など、取り組みを強化してまいります。

以上、これからのまちづくりの基本的な考え方を国が進める地方創生のまち・ひと・しごとの3分野の観点から申し上げましたが、今後のまちづくりにあたっては、それぞれの分野をバランスよく取り組むことが大事であると思っております。

現在、町政のみならず国、県をとりまく環境は大変厳しい状況にあり、特に人口減少問題に端を発した地方創生は、全国の自治体が一斉に取り組むことから、地域間における住民確保競争が、今後、激化していくものと思われまます。

このような情勢にあって、将来とも町として自立していくためには、各分野を包括的な視点で捉え、町が持つ資源を最大限に活かし、葛巻だからできる、葛巻にしかできない取り組みを大切に、推進することで、町の魅力向上と独創性を高め、人口減少問題を克服していきたいと考えております。

ひと・地域・資源を活かし、一步前進のまちづくりは、町民のみなさんがこの町に夢と誇りを持って住み続けるための取り組みであります。

そして、次の時代を担う子どもたちのための取り組みであり、葛巻町が山村のモデルとして光り輝き続けることができるための取り組みであります。

そのためには、行政も町民も同じ方向を目指し、一体感を持って協力し合うことが何より大事であります。

私は、これまでと同様、いかなる難題にも果敢に挑戦をし、誠心誠意、全力で取り組んでまいり覚悟であり、皆様と一層の信頼関係を築きながら、共に歩み続けたいと考えております。

議員各位並びに町民の皆様には、一層のご指導、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。再任のあいさつと所信表明といたします。よろしくどうぞお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで、町長所信表明演述を終わります。

お諮りします。

日程第4、報告第7号、平成26年度葛巻町の健全化判断比率について及び日程第5、報告第8号、平成26年度葛巻町の資金不足比率についての2件について、一括で説明

を求めることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、報告第7号及び報告第8号の2件については、一括で説明を求めることに決定しました。

順次、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第7号から、ご説明申し上げます。

議案集の方、1ページをお開きいただきたいと存じます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、健全化判断比率をご報告申し上げます。

表の一番左側、実質赤字比率でございますが、一般会計に係るものでございます。黒字決算でございますので、その比率はございません。

その隣の、連結実質赤字比率でございますが、全会計とも黒字決算でございますので、これも比率はございません。

次の、実質公債費比率でございますが、6.4パーセントでございます。25年度が7.8パーセントでしたので、1.4ポイントの改善という形となっております。また、24年度が9.4パーセントということでございましたので、良好な傾向が示されているという結果になってございます。

一番右側の、将来負担比率でございますが、比率はございません。町が将来負担すべき額が、その財源として充当可能な額を下回り、マイナスとなりますことから、比率は発生してございません。この要因は、地方債現在高が減少していることと、地方債償還に充当可能な基金が増加していることによるものとなってございまして、平成24年度から比率なしが続いております。

2ページの方をお願いいたします。

報告第8号、平成26年度葛巻町の資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率をご報告申し上げます。

この比率は、公営企業に係るものでございまして、簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計に係るものでございます。いずれも黒字決算となっておりますので、資金不足比率は発生していないところでございます。

以上、報告2件の説明を終わらせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第7号、平成26年度葛巻町の健全化判断比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第7号、平成26年度葛巻町の健全化判断比率についてを、終わります。

次に、報告第8号、平成26年度葛巻町の資金不足比率について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

報告第8号、平成26年度葛巻町の資金不足比率についてを、終わります。

お諮りします。

日程第6、議案第40号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)から、日程第12、同意第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてまでの7議案を、一括議題としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号から同意第3号までの7議案を、一括議題とすることに決定しました。

ここで、教育委員長は退席願います。

(教育委員長 退席)

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(鈴木重男君)

はじめに、人事案件でございます。

同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所、葛巻町葛巻第7地割82番地の2。氏名、千葉洋一。生年月日、昭和13年5月13日。なお、任期につきましては、平成27年10月1日から平成31年9月30日までであります。

続きまして、同意第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、葛巻町江川第10地割227番地31。氏名、漆真下孝幸。生年月日、昭和28年12月3日。なお、任期につきましては、平成27年10月1日から平成30年9月30日までであります。

なお、2号、3号とも経歴書につきましては添付してございますので、お目通しをい

ただきたいと思います。
よろしくどうぞお願いします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

補正予算から提案理由をご説明申し上げます。

一般会計補正予算書と議案資料をご準備いただきたいと存じます。

議案資料は、1ページの方をお願いいたします。

議案第40号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正は、歳出では、地域情報化推進事業経費、林業総務管理経費、河川管理関係経費及び基金積立金を増額するほか、歳入では、普通交付税の増額が主な内容でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に213,810,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ6,411,738,000円とするものでございます。

最初に、6ページの方をお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書、総括の歳出の部分でございます。主な補正は、2款、総務費164,445,000円、6款、農林水産業費30,831,000円、8款、土木費6,750,000円及び14款、予備費13,534,000円の増額でございます。

これに対する財源でございますが、5ページの方でございますが、9款、地方交付税209,894,000円の増額補正が主でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出の主な項目でございますが、2款、総務費、1項、1目、一般管理費の電子情報推進管理経費でございますが、電算処理委託料、マイナンバーシステムセキュリティー強化対策業務1,650,000円の増額補正でございます。年金情報流出事例等を受けましての国からの新たなセキュリティー対策等の要請等を踏まえまして、システムのセキュリティー対策を強化しようとするものでございます。

9ページをお願いいたします。

地域情報化推進事業費の13節、委託料の電柱等支障移転業務5,000,000円でございますが、県代行林道安孫・平糠線の整備に伴い、光ケーブルに係る支柱の移転など2件分でございます。

その下の、ホームページリニューアル業務2,650,000円ではありますが、当初はホームページのデザインのリニューアルを予定したものでありましたが、先ほど申し上げました年金情報流出の事例など、新卒の不正アクセス等が頻繁する事態を踏まえまして、今回のリニューアルに併せて、セキュリティー対策を強化しようとするものであります。

10目、基金管理費の財政調整基金等積立金ではありますが、今後、多額の財政需要が見込まれます公共施設等整備基金に150,000,000円を追加するものであります。累計で、今年度440,000,000円、年度末残高2,644,000,000円となる見込みでございます。

10 ページの一番下から 11 ページにかけてでございますが、4 款、衛生費、4 項、1 目、水道整備費、簡易水道事業管理経費、繰出金 7,500,000 円の減額補正でございます。従来、簡易水道事業会計の法適用化に係る国の財政支援につきましては、一般会計から繰り出しを行った場合に特別交付税が措置されるというものでしたが、今般、簡易水道事業会計で起債した場合に、元利償還金に対して交付税措置することに制度が改められたことを受けましての歳入の組み替えを行おうとするものでございます。

12 ページをお願いいたします。

6 款、農林水産業費、2 項、1 目、林業総務費、林業総務管理経費の補助金、木材加工施設等整備事業費 28,500,000 円であります。畜産開発公社が、牛舎の敷料として利用しておりますパークの町内での調達が困難な状況の中で、自前での樹皮破碎装置を整備しようとする事業に対して、整備費の一部を補助しようとするものであります。町では、この事業を進めることによりまして、畜産開発公社での安価なパークの安定的な確保が可能となりまして、公共牧場としての機能向上と効率化が図られ、併せて、林産廃棄物の再利用など、林業及び畜産の振興に結び付くものと判断しての助成でございます。

7 款、商工費、1 項、3 目、商工費、観光事業経費で 687,000 円でございます。金額は少額であります。初の取り組みといたしまして、姉妹町村であります沖縄県北中城村で合同物産展を開催するためのスタッフの旅費、物産品の送料代でございます。今般、北中城村から当村において物産展の合同開催の提案を受けたところでありまして、町としましても 60 周年の節目の年にあたり、両町村の交流、結び付きの新たな展開につながる契機として意義があるものと考えての開催であります。

13 ページをお願いいたします。

8 款、土木費、3 項、1 目、河川総務費、河川管理経費、機械器具借上料 2,400,000 円でございますが、町が管理しております準用河川に堆積している土砂の除去等を行おうとするものでございます。

同じく、3 目、河川維持費、河川維持修繕工事 1,800,000 円につきましても、準用河川の補修等を行おうとするものであります。

次に、歳入でございますが、7 ページをお願いいたします。

9 款、1 項、1 目、地方交付税の普通交付税 209,894,000 円の増額補正でございます。今年度の普通交付税の交付額が確定したことによる補正でございます。今年度の交付決定額は 3,069,894,000 円になるもので、前年度より 82,775,000 円、2.8 パーセントの増でございます。新たな算定項目であります人口減少対策特別事業分に 140,000,000 円ほどが加算されたことが増額の大きな要因となっているものであります。

19 款、諸収入、4 項、5 目の雑入の地域情報通信基盤施設移設工事負担金 3,000,000 円でございますが、先ほどの歳出にございました林道安孫・平糠線に係る光ケーブル支柱等移転費用の補償分でございます。

議案第 40 号につきましては、以上でございます。

次に、議案第 41 号、平成 27 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の方でございます。

今回の補正は、歳出では、前年度事業の精算による国庫補助金等の返還、国保財政調

整基金の積み立て、歳入では、前年度繰越金の計上が主な内容となっております。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に83,789,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,345,386,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書の総括、歳出でございます。9款、基金積立金19,999,000円、11款、諸支出金22,218,000円及び12款、予備費31,867,000円の増額補正が主な内容であります。

その財源としまして、4ページでございますが、10款、繰越金81,367,000円が主でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出の主な項目ですが、1款、総務費、1項、1目、一般管理費、13節のうち、電算処理委託料の高額療養費管理システム導入業務2,031,000円であります。高額療養費事務を電算化し、事務の合理化及び正確性を高めようとするものであります。

8ページをお願いいたします。

9款、積立金、1項、1目、財政調整基金積立金でございます。19,999,000円を増額し、総額20,000,000円を国保財政調整基金に積み立てるものでございます。補正後の残高は20,293,000円の見込みでございます。

11款、諸支出金、1項、1目の国庫補助金返還金22,218,000円でございますが、前年度の事業費が確定しましたことから、精算のために超過受領分の国庫補助金を返還するものでございます。

9ページですが、11款、2項、3目、償還金の退職者療養給付費交付金返還金5,901,000円でございますが、これも同様に、前年度分の事業費の精算のために超過受領分の交付金を返還するものでございます。

6ページに戻っていただきまして、歳入でございますが、3款、国庫支出金、2項、1目、財政調整交付金、特別調整交付金2,092,000円の増額でございます。高額療養費管理システム導入経費等に係る国庫補助金でございます。

10款、1項、1目、繰越金の前年度繰越金でございますが、81,367,000円を増額するもので、総額で、前年度比33,825,000円の増であります。

次に、議案第42号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

今回の補正は、前年度繰越金及び町債の計上と給水費の増額が主な内容であります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ29,789,000円を追加しまして、予算の総額を625,575,000円とするものでございます。

第2条、地方債補正でございます。第2表でご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正、変更でございます。簡易水道施設整備事業の限度額につきまして、27,700,000円を増額しまして、303,500,000円とするものでございます。起債の方法、利率等に変更はございません。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出の主な項目でございますが、2 款の事業費 17,221,000 円、5 款、予備費 11,668,000 円、合計で 29,789,000 円の増額補正でございます。

5 ページに戻っていただきまして、歳入の方でございますが、繰越金 9,589,000 円、町債 27,700,000 円、合計 29,789,000 円の増額補正でございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出の主な項目でございますが、2 款、事業費、1 項、事業費、1 目、給水費 17,221,000 円でございます。田の沢水道事業所の非常用自家発電機が故障しておりまして、さらには設置後 20 年を経過し、劣化が著しいことから、新たに更新しようとするものでございます。工事費として 16,200,000 円、工事が完了するまでの代替機器の借上料として 1,021,000 円の計上でございます。

戻って、7 ページの方をお願いいたします。

歳入の関係でございますが、5 款、繰入金、1 項、1 目の一般会計繰入金でございますが、地方債補正でご説明しました町債との歳入組替による減額補正であります。

6 款、繰越金は、前年度からの純繰越金でありまして、前年度より 4,513,000 円、88.9 パーセントの増であります。

8 款、町債、1 項、1 目、簡易水道施設整備事業債は、非常用発電機更新分及び歳入組替による法適用化分でございます。なお、法適用化分 11,500,000 円の起債につきましては、後年度、元利償還金の 50 パーセントが交付税措置され、戻ってくるものでございます。

議案 42 号につきましては、以上でございます。

次に、条例関係に移らせていただきます。

議案集の 3 ページをお願いいたします。議案資料は 2 ページ、3 ページをご参照をお願いいたします。

議案第 43 号、個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、個人情報等の適正な取り扱いを確保するために、必要な手続等について、所要の整備をしようとするものでございます。

内容は、施行時期によって 2 条に分けてございます。

まず、第 1 条、個人情報保護条例の一部を次のように改正する。改正後の表の中ですけれども、第 2 条の定義は、保有個人情報及び特定個人情報に関する用語の定義でございます。

2 号中、ただし書きを削除してございますのは、現行条例では、個人の事業情報に含まれる個人情報や法人等の事業情報に含まれる団体役員等の個人情報は保護の対象外とされているものを、番号利用法では、それらの情報が特定個人情報である場合には、開示、訂正等の取り扱いの対象とされているものでございます。このことから、条例で取り扱うべき情報の範囲を法律に準じて整理し直すというものでございます。

議案集 4 ページをお願いいたします。

第 5 条の収集の制限及び第 6 条の利用及び提供の制限の関係ですが、特定個人情報につきましては、番号利用法の規定が優先しまして、そちらが適用されることになるため、

一般の個人情報とは切り離し、特定個人情報のみに係る制限を、新たに5条の2に特定個人情報の収集等の制限、次ページの第6条の2に特定個人情報の利用の制限、6条の3には特定個人情報の提供の制限を規定しまして、それぞれ5条、6条からは除くこととしたものでございます。

5ページをお願いいたします。

11条の2の個人番号利用事務等の適用除外は、番号利用法に定められております個人番号利用事務と個人番号関係事務は外部委託が認められておりますことから、前2条の利用の制限、あるいは提供の制限の適用対象外として委託をできるようにするものであります。なお、委託にあたっては、番号利用法にございます別の定めがございまして、規制管理をそちらの方で受けることになるものであります。

第13条の開示の請求は、従来は法定代理人等のほか特定個人情報につきましては、今回、新たに本人の委任によります任意代理も認められたことによる改正でございます。

6ページをお願いいたします。

第25条の訂正の請求から、次ページ、25条の4の外部提供の停止までは、個人情報の訂正、削除、停止等の請求権を行使できる要件等を規定するものであり、要件の内容を分かりやすくするために、請求権ごとに別立てで整理してございます。

8ページをお願いいたします。

ここからの改正は、第1条で改正したものの再度の改正ということになりますが、情報提供ネットワークシステムに使用されます情報提供等記録簿に関する規定を追加するものであります。

第2条、個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

改正後の第2条5号の定義でございしますが、情報提供等記録の定義でございします。

第6条の2の特定個人情報の利用の制限は、情報提供の記録につきましては、目的外利用が一切禁止されておりますことから、目的外利用ができる場合の規定から除外するというものでございます。

第25条の訂正の請求から、次ページの25条の3の停止の請求までは、情報提供等記録についてだけは利用停止請求権が認められておりませんことから、括弧書きで、これら請求権の適用を除外するという仕組みにしてございます。

9ページをお願いいたします。

30条の2の情報提供等記録の提供先等への通知は、情報提供等記録の訂正の決定は総務大臣等への通知が必要とされていること等を踏まえての規定でございします。

附則でございします。この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第1条中、個人情報保護条例第6条に2条を加える改正及び第11条に1条を加える改正規定につきましては平成28年1月1日から、第2条の規定は番号利用法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日からとするものでございします。

11ページをお願いいたします。

議案第44号、手数料条例の一部を改正する条例でございします。

議案資料は、4ページ、5ページをご参照願います。

この条例案につきましても、マイナンバー法の施行に伴い必要となる手数料につきま

して、所要の整備をしようとするものであり、個人情報保護条例同様2条立てとしてございます。

まず、第1条、手数料条例の一部を次のように改正する。別表の改正でございますが、10月から交付が開始されます12桁のマイナンバーをお知らせする通知カードを再交付する場合に、1件につき500円の手数料を納めていただくという内容を規定する内容のものでございます。

第2条、手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条は、28年1月から交付が開始されます、身分証明書としても使用できます個人番号カードの再発行に係る手数料を決定するものであります。

12ページをお願いいたします。

最初に、第8号の方ですが、その額を、1件につき800円と定めるものでございます。また、個人番号の開始に伴い、住民基本台帳カードは廃止されますことから、7号の表中、住民基本台帳カードの交付1件につき500円の規定を削除するものでございます。

附則でございます。施行期日ですが、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条及び次項の規定は平成28年1月1日から施行するとしております。

2項に、住民基本台帳カードを廃止する場合に伴う経過措置を規定しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第40号から同意第3号までの7議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第40号から同意第3号までの7議案について、今会議中に審査を終え、9月11日の最終本会議で、委員長長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号から同意第3号までの7議案については、9月11日の最終本会議で、委員長長の報告を求めることに決定しました。

ここで、教育委員長は着席願います。

（教育委員長 着席）

お諮りします。

日程第13、認定第2号、平成26年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、認定第6号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会歳入歳出決算の認定についてまでの5議案を一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から認定第6号までの5議案を一括議題とすることに決定しました。

ここで、11時5分まで休憩します。

(休憩時刻 10時49分)

(再開時刻 11時05分)

議長 (中崎和久君)

休憩中のところを再開します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

認定第2号、平成26年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

はじめに総括的な部分を含め、主に主要施策の成果に関する説明書の方でご説明申し上げますことをご了承いただきたいと存じます。ご準備お願いいたします。

8ページから9ページの方でございます。

平成26年度決算総括表でございます。1,000,000円未満の切り捨てで申し上げますことをご了承いただきたいと存じます。

まず、一番上の表でございますが、一般会計と四つの特別会計を合わせまして、合計、(1)の欄でございますが、予算額が9,904,000,000円。決算額が、収入済額で8,681,000,000円。右側にまいりまして、支出済額で8,200,000,000円でございます。歳入歳出差引額が480,000,000円。翌年度へ繰り越すべき財源が64,000,000円となつてございまして、合計の実質収支が415,000,000円となったものでございます。

一番下の表は、中段の病院会計を含めた町の全会計の収支であります。収入済額が9,586,000,000円。支出済額が9,516,000,000円であります。実質収支額と当年度純利益を合わせました額が4,000,000円。実質収支額と年度末未処理剰余金を合わせました額がマイナス178,000,000円となっているものでございます。したがって、この部分が赤字計上ということにはなりますが、ご案内のとおり地方公営企業会計制度の改正によりまして、病院会計で新会計基準を適用したことによる変更でございます。

10ページをお願いいたします。

会計別決算状況と対前年度比較でございます。年度で大きく増減がございますのは、前年度に引き続き、江川簡易水道整備事業費が含まれました簡易水道事業会計でありまして、その他の会計は、概ね前年度並みの決算規模となっております。お目通しいただきたいと思っております。

右側の方ですが、一般会計に係る決算収支の状況の概要でございます。歳入総額が6,630,000,000円。歳出の総額が6,248,000,000円でございます。その下の3番Cの欄

ですが、歳入歳出の差引、いわゆる形式収支でございますが、381,000,000円でございます。うち翌年度へ繰り越すべき財源64,000,000円。Dの欄を差し引いた実質収支、Eの欄ですが317,000,000円となるものでございます。この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支につきましては153,000,000円の黒字となっております。実質単年度収支、Jの欄でございますが353,000,000円の黒字でございます。

財政指標につきましては、後ほどご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

目的別の比較表でございます。主な部分を申し上げます。

歳入が、総額では、計の欄でございますが、前年度に比べまして32,000,000円、0.5パーセントの増となっております。

増減の主な要因の部分でございますが、増加の部分では、繰入金310,000,000円の大幅な増となっております。これは、病院建設や総合運動公園多目的グラウンド整備事業に充てるための公共施設整備基金が316,000,000円、4034.6パーセントの増と大きく伸びたことによるものでございます。その次に、町債の伸びが大きいところでございますが、これは町営小屋瀬住宅の整備に充てた公営住宅整備事業債が41,000,000円、皆増。除雪機械格納庫整備事業費に充てた道路除雪事業債が36,000,000円。町総合運動公園多目的グラウンド整備事業に充てた保健体育施設整備事業債が13,000,000円、皆増によりまして、町債総額では38,000,000円、8.0パーセントの減となっております。その他に、15,000,000円の分収造林に係ります立木売払収入がありました財産収入が20,000,000円、276.0パーセントの増でございます。

減少の部分ですが、国庫支出金が、公共土木施設災害復旧事業費負担金201,000,000円、66.5パーセントの減。地域の元気臨時交付金が171,000,000円、皆減などにより、全体で141,000,000円、18.0パーセントの減と、最も大きな減少になってございます。次いで、繰越金の1億円、19.8パーセントの減でございます。地方交付税につきましては、震災復興特別交付税分が55,000,000円の皆増でありましたが、普通交付税が単位費用の減額等の影響によりまして、117,000,000円、3.8パーセントの大きな減になったことによりまして、全体では64,000,000円、1.8パーセントの減となっております。その他に、県支出金が、各学校への太陽光発電設備等を整備するための公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金が53,000,000円、62パーセントの減となったこと等によりまして、全体で24,000,000円、6.7パーセントの減でございます。なお、町税につきましては、調定額自体が、ここ数年減少傾向にあります中、4,000,000円、1.1パーセントの減ということで、ほぼ前年度並みの収入の確保がなされております。

12ページの下の部分ですが、歳出の表でございます。計の欄ですが、前年度に比べまして56,000,000円、0.9パーセントの減となっております。

増減の主な要因でございますが、減少の部分は、最も減少したのが総務費で、公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金が156,000,000円、80.8パーセントの減。基金積立金が165,000,000円、20.7パーセントの減などによりまして、全体で316,000,000円、18.4パーセントの減であります。次いで、災害復旧費が、24年災の大部分が25年度に完了したことによりまして、公共土木施設災害復旧事業費が

212,000,000円、59.3パーセントの減少。全体で2億円、55.8パーセントの減となっております。公債費は、地方債残高の減少に伴う償還金の減額によりまして、97,000,000円、13.2パーセントの減です。

増加した部分では、衛生費が、病院建設に係る病院事業会計の一般会計繰出金174,000,000円、1971.1パーセントの増。江川簡易水道整備事業に係る簡易水道事業会計への建設改良繰出金21,000,000円の増額などによりまして、全体で、前年度比227,000,000円、38.0パーセントの増と最も大きくなっております。次いで、教育費が、総合運動公園多目的グラウンド改修工事をはじめ、社会体育館耐震補強工事や野球場の改修を行った保健体育費が99,000,000円、214.9パーセントの増となり、全体で185,000,000円、49.7パーセントの増となっております。その他には、除雪機械格納庫や町営小屋瀬住宅を整備した土木費が146,000,000円、43.0パーセントの増。グループホームの整備のための補助金や臨時福祉給付金の支給が行われた民生費が、全体で103,000,000円、8.9パーセントの増となっております。

右側にいきまして、性質別の歳出の比較でございます。

義務的経費が1,906,000,000円、構成比30.5パーセントでありまして、前年度比68,000,000円、3.5パーセントの減となっております。

内訳は、人件費が20,000,000円、2.7パーセント、扶助費が7,000,000円、1.7パーセント、それぞれ増加しましたが、公債費が97,000,000円、13.2パーセント減によるものでございます。投資的経費でございますが、1,026,000,000円、構成費16.4パーセントで、前年度33,000,000円、3.4パーセントの増となっております。

内訳は、災害復旧事業費が2億円、55.8パーセントの減少となりましたが、総合運動公園多目的グラウンドの改修事業や除雪機械格納庫整備事業などを行った普通建設事業費が234,000,000円、37.0パーセントの増となったものでございます。その他の経費では、グループホーム整備費補助等を行った補助費が932,000,000円、構成比14.9パーセントで、前年度比127,000,000円、15.8パーセントの増。積立金が633,000,000円、構成比10.1パーセント、前年度比167,000,000円、21.0パーセントの減。病院建設の財源として、一般会計が出資した投資及び出資金が117,000,000円、1214パーセントの増。江川簡易水道事業への一般会計からの繰り出し、事業費の1割相当が基準であります。この繰り出しを行った繰出金が33,000,000円、6.1パーセントの増などとなっているものでございます。

20ページをお願いいたします。

各種財政指標のグラフでございます。

実質収支は8.3パーセントでございます。

經常収支比率は83.1パーセントとなっております。これは、指数が低い方が望ましいこととなりますことから、昨年度の82.1パーセントから1.0ポイント上昇してございます。ではあります。平成23年度以降、県平均を下回っており、昨年度の場合ですと、県平均より3ポイント下回り、現在、県内順位も7位と上位の方に位置している状況にはございます。

実質公債費比率は、健全化判断比率でご報告申し上げましたとおり、6.4パーセント

であります。昨年度が7.8パーセントでございましたことから、1.4ポイントの改善となつてございます。平成18年度をピークに低下してきておりまして、20年度以降、県平均を下回り、昨年度は県下で5位という位置の状況でございます。

右側の21ページの方に移っていただきまして、将来負担比率につきましては、これも健全化判断比率でご報告申し上げましたとおり、町が将来負担すべき額が、その財源として充当可能な額を下回っており、マイナスとなりますので、指標としてはゼロでございます。平成24年度から連続して、県下でも最も上位の位置を維持してございます。

自主財源比率は、公共施設等整備基金の取り崩し等によりまして、指数上は22.8と、3.2ポイント上昇してございます。グラフを見てもお分かりのとおり、全体としては右肩上がりの方を示しており、近年では最も高い数値になってございます。県平均との比較では、昨年度の場合10ポイント以上の開きがあり、県内順位は33市町村中29位という位置でございます。

公債費負担比率は12.8パーセントであり、昨年度が14.6パーセントでございましたことから、1.8ポイントの改善でございます。

参考までに、これらの用語の解説につきましては24ページから28ページ、順位等につきましては18ページから19ページに掲載されてございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

23ページをお願いいたします。

積立金の現在高のグラフでございます。一番上のグラフは、全基金の積立金の合計額の現在高の推移でございます。26年度末では、25年度末から296,000,000円増額になりまして、4,730,000,000円となっております。金額の県内の順位は、25年度で前年度より一つ上の20位という位置でございます。

真ん中のグラフと下のグラフは主要基金の基金別の現在高の推移の状況でございます。

なお、基金の積み立て、取り崩しの状況等につきましては、左側の22ページ、あるいは、この資料の最後の方164ページの方にも掲載してございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

30ページをお願いいたします。

交付税の推移のグラフでございます。

普通交付税が平成21年度以来30億円台を割り込み、総額でも、23年度以来35億円台を割り込んでございます。

36ページをお願いいたします。

下の方の、普通税の徴収率の推移のグラフでございます。26年度の徴収率は、全体で92.9パーセントでございまして、前年度より0.1ポイント上回り、平成17年以降の徴収率となっております。現年分は98.7パーセントで、県平均と同率となっております。これも、現年分は平成16年度以来の高い率になってございます。全体的には、平成20年度以降、少しずつではありますが、上昇の傾向が示されているという形のグラフになってございます。

次のページは、町民一人当たりの負担額の推移でございます。お目通しをお願いいたし

ます。

38 ページをお願いいたします。

国保税の徴収率の推移でございます。26 年度は、全体で 76.5 パーセントでございます。前年度より 0.5 ポイント、県平均より 1.7 ポイント上回っております。現年分は 96.2 パーセントで県平均を 3.4 ポイント上回っております。徴収率は、一昨年、昨年と 2 年続けて前年度を下回りましたが、ここにきて歯止めがかかったというような形になってございます。

40 ページをお願いいたします。

普通税の収入未済額の推移でございます。平成 20 年度をピークに減少しているという状況になってございます。20 年度を 100 としますと、現年課税分で、約 4 割、滞納繰越分は約 7 割まで減少しております。

41 ページは国保税の収入未済額の推移でございます。国保税も普通税と同じように、平成 18 年度をピークに減少しているという状況になってございます。これも、18 年度を 100 としますと、現年課税分で約 5 割、滞納繰越で 6 割以下にまで減少しております。

52 ページをお願いいたします。

地方債の借入れの状況でございます。(1)の一般会計の部分でございますが、総額で 521,000,000 円の借入額でございます。主には過疎対策事業債と臨時財政対策債が大きく、この二つで借入総額の 8 割近くになっております。

このうち、過疎対策事業債は、後年度、元利償還金の 7 割が交付税として戻ってくることから、他の起債に比べて有利でありますことから、ハード、ソフト、多岐の分野にわたって過疎債を優先して導入することとして、財政の健全化等に努めているところでございます。

臨時財政対策債につきましては、元利償還金の全額が交付税措置され、後年度、戻ってまいります。

55 ページをお願いいたします。

地方債年度末残高の推移のグラフでございます。下の方のグラフでございますが、平成 15 年度をピークに、右肩下がりとなっております。

56 ページをお願いいたします。

平成 26 年度末での債務負担行為の状況でございます。損失補償に係る部分 8 件につきましては、支出実績及び今後の支出予定ともございません。広域農業開発事業償還金が限度額を縮小した形で再設定されましたことから、損失補償の限度額は、前年度比 188,000,000 円の減となっております。

利子補給に係る部分につきましては、前年度から 2 件減りまして、5 件、限度額で 1,050,000,000 円の減となっております。合計で、前年度比の 2 件、限度額 1,238,000,000 円の減でございます。

次に、決算書の方をお願いいたします。

一般会計の 2 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款、町税から、次のページの町債まで合わせまして、収入済額で 6,630,000,000 円となっております。25 年との比較では 32,000,000 円、0.5 パー

セントの増であります。

6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款の議会費から、8ページの予備費まで合わせまして、支出済額で6,248,000,000円であります。25年度比で56,000,000円、0.9パーセントの増であります。歳入歳出差引残額は381,000,000円。25年度に比べて230,000,000円、5.8パーセントの減であります。

10ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございます。歳入合計で、当初予算額が5,220,000,000円でございます。補正予算額で1,941,000,000円、25年度からの繰越事業に充当する額として716,000,000円が繰り越されてございまして、最終予算額が7,878,000,000円となったものでございます。

これに対します収入済額でございますが、6,630,000,000円となりまして、不納欠損額2,000,000円、収入未済額34,000,000円でありまして、調定額に対する収納率が99.44パーセントとなっております。

12ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございます。当初予算額、補正予算額、25年度からの繰越事業に充当する額、いずれも歳入と同額となるものでございまして、したがって、最終予算も歳入同額の7,878,000,000円あります。これに対します支出済額が6,248,000,000円となっております。翌27年度への繰越財源が1,226,000,000円、不用額が403,000,000円となっております。予算に対する執行率は79.3パーセントであります。

最後のページですが、220ページをお願いいたします。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。3番目の歳入歳出差引額というのがございすけども、歳入歳出差引額が381,915,000円から、4の翌年度へ繰り越すべき財源、合計で64,581,000円を控除いたしました5番の実質収支額317,334,000円となったものでございます。

次に、特別会計の説明に入らせていただきます。

特別会計の2ページをお願いいたします。

認定第3号、平成26年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

2ページから3ページの歳入でございますが、合わせまして、収入済額が1,224,000,000円あります。25年度の比較では28,000,000円、2.4パーセントの増でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額が1,143,000,000円、前年度比較5,000,000円、0.4パーセントの減でございます。

歳入歳出差引残額81,000,000円となっております

6ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございます。最終予算1,192,000,000円に対しまして、収入済額が1,224,000,000円、不納欠損額1,000,000円、収入未済額が57,000,000円ございま

す。収納率 95.35 でございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございます。合計で、支出済額が 1,143,000,000 円、不用額が 49,000,000 円となっております。執行率 95.88 パーセントでございます。

36 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額 81,369,000 円。繰り越しはございませんので、実質収支額も同額の 81,369,000 円になるものでございます。

38 ページをお願いいたします。

認定第 4 号、平成 26 年度葛巻町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入ですが、合わせまして、収入済額が 558,000,000 円。前年度比較で 265,000,000 円、90.7 パーセントの増でございます。

40 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額 549,000,000 円でございます。

歳入歳出差引残額 9,000,000 円でございます。

42 ページをお願いいたします。

総括表でございます。最終的な予算 558,000,000 円に対しまして、収入済額も 558,000,000 円、収入未済額が 95,000 円。収納率が 99.98 パーセントとなっております。

44 ページをお願いいたします。

歳出総括表、支出済額が、合わせまして 549,000,000 円であります。不用額 9,000,000 円、執行率 98.31 パーセントでございます。

58 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額が 9,591,000 円でございます。繰り越しがございませんので、同額が実質収支額となるものでございます。

60 ページをお願いいたします。

認定第 5 号、平成 26 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入でございますが、収入済額、合計で 193,000,000 円。25 年度と比較しまして 9,000,000 円、4.6 パーセントの減でございます。

62 ページでございます。

歳出につきましては、合わせまして 190,000,000 円。

差引残額 3,000,000 円となっておりますのでございます。

64 ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございます。収入済額が 193,000,000 円、収入未済額が 68,000,000 円、収納率が 99.65 パーセントでございます。

66 ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございます。支出済額が 190,000,000 円、不用額が 10,000,000 円でございます。執行率 94.87 パーセント。

80 ページお願いいたします。

実質収支に関する調書につきましては、歳入歳出差引額 3,293,000 円が、そのまま実質収支額となるものでございます。

82 ページをお願いいたします。

認定第 6 号、平成 26 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入につきましては、収入済額が、合わせまして 73,000,000 円。前年度比 3,000,000 円、5.6 パーセントの増でございます。

84 ページお願いいたします。

歳出でございますが、合わせまして、支出済額が 69,000,000 円であります。

歳入歳出差引額が 3,000,000 円となっておりますものでございます。

86 ページをお願いいたします。

総括表でございます。収入済額が 73,000,000 円となるものでございます。調定額に対する収納率は 100 パーセントであります。

88 ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございます。支出済額が 69,000,000 円、不用額が 4,000,000 円であります。執行率 93.93 パーセントということでございます。

98 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額 3,953,000 円。繰り越し等がございませんので、この額が、このまま実質収支額になるものでございます。

以上をもちまして、決算の概要についての説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員の決算審査の結果について、報告を求めます。

代表監査委員、馬淵文雄君。

代表監査委員（馬淵文雄君）

お疲れ様でございます。

平成 26 年度の一般会計ほか、先に報告しております病院会計を除きました特別会計等の審査意見書の報告を申し上げたいと思います。

お手元に配布しております決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。

平成 26 年度葛巻町一般会計及び特別会計並びに基金の状況決算審査意見書。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付されました、平成 26 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、決算書、附属書類及びその他関係諸帳簿等を審査しましたので、次のとおり意見を申し述べさせていただきます。

第 1、審査の対象でございますが、26 年度一般会計及び 4 特別会計の歳入歳出決算

と、各会計歳入歳出決算事項別明細書等の附属書類並びに基金の運用状況調書でございます。

第2、審査の期間ですが、平成27年7月23日から8月21日までであります。

第3、審査の方法ですが、26年度各会計の審査にあたりましては、町長から提出がありました、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等の附属書類、並びに基金の運用状況調書につきまして、関係法令に準拠して作成されているのか確かめ、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、計数に誤りがないか関係諸帳簿及び証書類との照合を行い、例月出納検査結果も参考に審査をいたしました。

第4、審査の結果ですが、1、一般会計、特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、これらの計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した範囲では、いずれも誤りがないものと認められました。

2、一般会計、特別会計歳入歳出予算の執行状況は、概ね予定されたとおり適正に執行されているものと認められました。

3、基金の運用状況につきましては、関係諸帳簿等と照合したところ計数に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

4、財産に関する調書につきましては、関係諸帳簿等と照合したところ計数に誤りがないものと認められました。

それでは、一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

なお、決算状況などの具体的数値を、各項目の表に掲載しておりますが、表の内容の説明につきましては、割愛させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

はじめに、一般会計及び各特別会計の決算状況は次の表のとおりで、すべての会計において黒字決算になっております。

次に、26年度一般会計歳入歳出決算は次の表のとおりで、歳入総額 6,630,164,411 円、歳出総額 6,248,249,345 円、差し引き 381,915,066 円でありました。

歳入決算額は、予算額 7,878,614,000 円に対し、収入済額 6,630,164,411 円で、執行率 84.2 パーセントとなっております。また、収入調定額 6,667,362,013 円に対しては 99.4 パーセントの収納率となっております。

歳出決算額は、予算額 7,878,614,000 円に対し、支出済額 6,248,249,345 円で、執行率 79.3 パーセントとなっております。また、翌年度繰越額が 1,226,670,000 円で、不用額は 403,694,655 円となっております。

次に、実質単年度収支の状況につきましては、次の表のとおりです。単年度収支及び実質単年度収支はそれぞれ黒字になっております。

次に、財政運営の状況につきましては、次の表のとおりとなっております。

財政力指数は、前年度と同ポイントとなっております。

前年度に比べまして、経常収支比率が 1.0 ポイント悪化しておりますが、自主財源比率が 3.2 ポイント、経常一般財源比率が 0.1 ポイント、公債費比率が 1.9 ポイント、起債制限比率が 1.6 ポイント、それぞれ改善しております。

全般的に改善されておまして、財政運営の健全性が維持されている状態にあります。

次に、一般会計の歳入決算の概要ですが、歳入決算額は6,630,164,411円で、前年度と比較しまして32,972,905円、0.5パーセントの増となりました。内訳は次の表のとおりです。

前年度と比較しました歳入の増加の主な特徴は、繰入金が310,744,000円、1171.8パーセントの増となりました。これは、病院建設や総合運動公園多目的グラウンド整備事業に充てるため、公共施設等整備基金への繰り入れ316,472,000円、4034.6パーセントの増が主な要因でございます。

一方で、前年度と比較しました、歳入の減少の主な特徴は、地方交付税が64,102,000円、1.8パーセントの減となりました。これは、普通交付税117,799,000円、3.8パーセントの減が主な要因でございます。

次に、町税の状況につきましては、次の表のとおりです。

町税収入は、調定額が513,062,704円に対し、収入済額が476,494,918円で、前年度と比較して、調定額で5,585,642円、1.1パーセントの減、収入済額で4,885,365円、1.0パーセントの減となりました。

不納欠損額が計上されておりますが、地方税法第15条の7の規定に基づいた手続きによるものであります。生活保護の適用により滞納処分の執行停止後3年経過したことによる処分と、滞納処分する財産がないための即時欠損処分したものでございます。

町税全体の収納率は92.9パーセントで、経済状況が厳しい中、前年度比0.1ポイントの増加となりました。町民の納税意識の向上や徴収の取り組み成果が表れていると思われれます。なお、軽自動車税の収入未済額が発生したことから、早期の収納に努力をお願いしたいと思います。

次に、歳入全般における収入未済額の内訳につきましては、次の表のとおりでございます。

前年度と比較しました収入未済額は、町税が3,009,409円、8.2パーセントの減となりました。使用料及び手数料が3,096円、38.3パーセントの増となりましたが、歳入全般の収入未済額は、前年度比3,011,313円、8.0パーセントの減となりました。

町税の収入未済額が減少した要因は、固定資産税の不納欠損によるものが大きいですが、町税全般には差押えなどを含めました滞納整理が功を奏しており、課長等による年2回の訪問催告などの効果が表れていると感じます。引き続き、収入未済額の発生を抑える対策に努めますよう望むものでございます。

一方で、児童福祉費負担金の収入未済額618,640円が計上されましたが、25年度会計決算時と同額でありました。過年度分の収納に向けた体制の強化が必要と考えますので、この内容を十分に精査の上、収納に努力願いたいと思います。

次に、一般会計の歳出決算の概要でございますが、歳出決算額は6,248,249,345円で、前年度と比較して56,394,213円、0.9パーセントの増となりました。

目的別歳出の内訳は、次の表のとおりでございます。

前年度と比較しました目的別歳出の増加の主な特徴は、衛生費が227,239,000円、38.0パーセントの増となりました。これは、病院建設に係る病院事業会計への一般会計繰出金など174,306,000円、1971.1パーセントの増などが主な要因でございます。

前年度と比較しました歳出の減少の主な特徴は、総務費が316,261,000円、18.4パーセントの減となりました。これは、公共施設再生可能エネルギー等導入事業156,657,000円、80.8パーセントの減などが主な要因でございます。

次に、性質別歳出の内訳につきましては、次の表のとおりでございます。

前年度と比較しました性質別歳出の増加の主な特徴は、投資的経費が33,355,000円、3.4パーセントの増となりました。これは、総合運動公園多目的グラウンド改修工事185,000,000円、皆増、除雪機械格納庫整備工事133,611,000円、703.2パーセントの増などが主な要因でございます。

一方、前年度と比較しました性質別歳出の主な減少の特徴は、義務的経費が全体で68,965,000円、3.5パーセントの減となりました。これは、公債費97,555,000円、13.2パーセントの減が主な要因でございます。

次に、特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、26年度の4特別会計の決算を合算しますと、次の表のとおりとなります。

次に、4特別会計の収入未済額の状況につきましては、次の表のとおりでございます。

次に、各特別会計の決算状況について、申し上げます。

はじめに、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算ですが、歳入総額1,224,643,594円、歳出総額1,143,275,316円で、差引残高は81,368,278円でございます。税収入は、予算額201,060,000円、収入済額194,407,134円で、調定額254,039,763円に対し、76.5パーセントの収納率となりました。収入未済額は、前年度比2,079,294円減の57,936,369円でありました。本会計は、実質収支額が81,368,278円の黒字になっておりますが、この要因は一般会計からの繰入金144,879,455円、前年度比5,360,721円、3.6パーセントの減によるもので、国保事業財政調整基金が積立不足の財政状況にあります。今後とも、歳入の確保に努めるとともに、医療給付費の動向に留意し安定的な健全運営対策を望むものでございます。

次に、国民健康保険税の徴収状況につきましては、次の表のとおりでございます。

前年度に比べまして、調定額及び収入済額がともに減少しました。

不納欠損額が計上されておりますが、地方税法第15条の7の規定に基づいた手続きによるもので、生活保護の適用による滞納処分の執行停止後3年経過によって処分したものでございます。

収納率は76.5パーセントで、前年度比0.5ポイントの増となりました。過年度分の収納率が上がったことが増加の要因でございます。

次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入総額558,807,626円、歳出総額549,217,251円、差引残高9,590,375円であります。

水道使用料等の収入未済額が95,083円で、前年度比13,997円、12.8パーセント減少しました。引き続き、戸別訪問などによる徴収強化に努力を願いたいと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入総額193,778,097円、歳出総額190,484,633円で、差引残高3,293,464円であります。

分担金等の収入未済額が680,340円で、前年度比5,819円減少しました。未加入者の高齢化などにより、加入率の向上が厳しい状況ですが、引き続き住民の理解を求めなが

ら、積極的な事業の推進を望みたいと思います。

分担金等の滞納者と、町税の滞納者が重複している傾向にありますので、税務徴収係と連携した徴収に努力願います。

次に、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額73,617,824円、歳出総額69,665,452円、差引残高3,952,372円であります。保険料収入は、予算額37,186,000円、収入済額36,878,500円で、調定額36,872,800円に對しましては100パーセントの収納率でございます。

なお、後期高齢者医療保険料の徴収状況につきましては、次の表のとおりです。今後も、滞納者を発生させないように努力をお願いいたします。

終わりに、総括を述べさせていただきます。

平成26年度決算は、すべての会計で黒字決算となっております。

財政調整基金や町債減債基金等の積立基金残高は4,730,474,000円で、前年度に比べて296,528,000円、6.7パーセントの増となりました。

地方債の全会計を合計した残高は8,252,171,000円で、前年度に比べて47,026,000円、0.6パーセントの減となりました。

歳入では、景気の回復が地方まで浸透してない状況にある中、収入未済額が昨年度より減少していることは、職員各位の努力による収納率の向上への取り組みの成果が表れていると感じます。

各種財政指標は、全般的に改善しておりますが、社会情勢の変化の影響などによる町税収入等の落ち込みも見据え、今後も健全な財政運営に努めるよう望むものでございます。

日々変化する社会情勢の環境の中、人口減少、少子高齢化の問題は、日本全体の問題となっており、地方公共団体の責任の範囲は一層拡大し、行政が果たすべき役割もさらに重要性が高まってきております。

本町でも、一步先を見据えた各種施策を進めておりますが、自立を目指す本町の財政運営は、約8割を地方交付税等の依存財源に頼る財政構造にありますので、自主財源の確保は大きな課題と考えます。より一層の工夫を凝らしながら、引き続き自主財源の確保に努められるよう望むものでございます。

結びに、町勢発展と町民福祉のさらなる向上を実現されるようお願い申し上げまして、決算審査の報告といたします。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

認定第2号、平成26年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号、平成26年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5議案は、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から認定第6号までの5議案については、議長及び議会選出の監査委員を除く、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

決算特別委員会の正副委員長は、葛巻町議会総合条例第137条第2項の規定により、委員会で互選することとなっておりますので、本日の会議終了後、この場所に決算特別委員会を招集します。

お諮りします。

ただいま、決算特別委員会に付託しました、認定第2号から認定第6号までの5議案について、今会議中に審査を終え、9月11日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から認定第6号までの5議案については、9月11日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第40号から同意第3号までの7議案の審査については、9月8日に行い、決算特別委員会に審査を付託しました、認定第2号から認定第6号までの5議案の審査については、9月9日及び10日の2日間で行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

(散会時刻 12時00分)